

令和8年8月以降の資格確認書の取り扱いについて

後期高齢者医療制度(75 歳以上)におきまして、令和8年7月31日まではマイナ保険証の保有に関わらず、全員一律に資格確認書が交付されておりましたが、令和8年8月以降は、以下に条件に当てはまる方のみ**申請なしでご自宅(住民票所在地)に郵送されます。**

医療機関を受診する際には、必ずマイナ保険証もしくは資格確認書をご提示ください。

資格確認書 の 交付について

◆85歳以上の方:全員に交付されます。

◆84歳以下で交付される方

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナ保険証の利用登録をしていない方

◆84歳以下の方で交付されない方(以下の①と②両方に該当される方)

- ①直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上ある方
- ②概ね直近3か月以内にマイナ保険証の利用がある方

	84歳以下	85歳以上
① 直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上、かつ、 ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証の利用実績がある	マイナ保険証 (申請により資格確認書の交付も可能)	申請によらず交付
上記以外	申請によらず交付	

※資格確認書が交付されなかった方でも、マイナ保険証の利用が難しくなった場合は、市区町村の窓口で申請することで資格確認書の交付を受けることができます。

※資格確認書が送付されない方(マイナ保険証利用者)には、『資格確認のお知らせ』が送付されますが、マイナ保険証が利用できない時のみ使用できるものです。『資格確認のお知らせ』のみで、医療機関を受診することはできません。

※マイナンバーカードをお持ちで健康保険証情報と紐づけができていない方は、医療機関受診時にマイナ保険証登録が可能です(クリニックで可能)。